

子育て応援・用具購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若者世代の定住を促進するため、より住みやすい環境づくりと若者世代の支援として、チャイルドシート又はベビーカー、ベビーベットの購入に要する経費に対し補助金を交付することにより、少子化対策及び子育てを支援することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本村に住所を有する乳幼児の保護者であって、本村に住所を有し乳幼児（6歳未満）と同居している者
- (2) 乳幼児のために、チャイルドシート等又はベビーカー、ベビーベットを購入した者
- (3) その他、村長の定める者

(補助金額)

第3条 補助金の額は、チャイルドシート等、ベビーカー、ベビーベットの購入金額(消費税を含む。)の2分の1とし、上限額を20,000円とする。

2 前項の規定による補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 対象児1名につき発育の程度に応じベビーシート、チャイルドシート、ジュニアシートをそれぞれ1台の対象とする。

(補助金の制限)

第4条 補助金の交付を受けることができるチャイルドシート等又はベビーベット、ベビーカーの台数は、乳幼児1人につき1台とする。ただし、村長が特に認めたときは、この限りではない。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、その購入の日以後1年以内に村長に提出しなければならない。

- (1) 領収書(商品名、申請者名、購入金額、購入年月日及び購入店名の記載のあるもの)の写し又はそれに代わるものとして村長が認めたもの
- (2) 購入した物品の写真

(交付決定及び通知)

第6条 村長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 村長は前条の規定により、補助金の交付を決定した者に対しては、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消及び返還)

第 8 条 村長は、虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けようとし、受けた者があつたときは、補助金の交付決定を取消、既に交付された補助金を返還させることができる。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めのない事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別段

- 1 同要綱第5条第1項条文、領収書について1年以内とする。よって、要綱施行日以前のものについて、申請を受理する。なお、購入時に本村に住所を有していないものは、(この場合は保護者)対象外とする。しかし、出生前に購入し、申請時に住所を有する場合はこの限りではない。
- 2 申請時に永住する意思の無い方については、申請できないものとする。また、補助金受領後1年以内に転出したものについては、返納するものとする。
- 3 川内村チャイルドシート等購入奨励補助金により申請受領していた場合、その品目については、補助支給できないものとする。

様式第1号（第4条関係）

子育て応援・用具購入補助金交付申請書（兼請求書）

年 月 日

川内村長 様

申請者 住所
氏名 印
電話

子育て応援・子育用具購入補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。
また、交付の審査に要する住民情報、税情報等について照会することに同意します。

購入品名		製品名	
購入金額 (消費税を含む)	円	購入年月日	年 月 日購入
利用乳幼児名		乳幼児の 生年月日	年 月 日生
補助金交付申請額（兼請求額）	円		
前回補助申請	有（ ）・ 無		

【金融機関口座】

金融機関名	店舗名	種 別
銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所	普通・当座
ふりがな	口座番号	
氏 名		

※添付書類

- ①領収書の写し
(商品名、申請者名、購入金額、購入年月日及び購入店名の記載のあるもの)
- ②購入した物品の写真

様式第2号

第 号
年 月 日

様

川内村長 印

子育て応援・用具購入費補助金交付決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のありました子育て応援・用具購入費補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

交付決定額	円
却下の理由	

(注意事項)

後日、虚偽による申請の事実や不正行為等が判明した場合は、補助金を返還していただきますので、念のため申し添えます。